

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成25年度 第2回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（中宮保育所）
開催日時	平成25年11月15日（金） 19時00分から22時00分まで
開催場所	別館4階 第3委員会室
出席者	安藤会長・富岡副会長・今西委員・藤井委員・向井委員・平原委員・中委員
欠席者	なし
案件名	1 運営法人の選考方法について 2 運営法人選定審査
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立中宮保育所民営化に係る運営法人応募状況について 資料2 選考審査の手順について 資料3 今後の予定について（案） 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選考審査表<仮審査表>
決定事項	・運営法人の選考方法について確認した。 ・運営法人選定審査を行った。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため非公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	－
所管部署 （事務局）	子ども青少年部 子育て支援室

審 議 内 容

【会長】

定刻となりましたので、第 2 回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を始めます。

それでは、事務局から本日の会議について、説明をお願いします。

【事務局】

初めに、本会議の委員の出席状況ですが、本会議は委員 7 人で構成され、本日は委員 7 人全員出席されておられますので、本会議が成立をしていることをご報告いたします。

続きまして、本日の配付資料についてご説明いたします。

次第。

資料 1 といたしまして、枚方市立中宮保育所民営化に係る運営法人応募状況について。

資料 2 といたしまして、選考審査の手順について。

資料 3 といたしまして、今後の予定について（案）。

資料 4 といたしまして、枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選定審査会 選考審査表<仮審査表>。

・ A3 判の仮審査表、こちらを審査の時にご使用いただきます。

・ 参考資料、書類審査について

・ 最後に、ファイルに綴じられた 2 法人分の「枚方市立保育所移管に係る提出書類」申請書類を配付しております。

なお、本日の資料につきましては、選考に関する情報が含まれており、会議終了後、事務局のほうで、それぞれの委員用のドッチファイルに綴じて、保管させていただきますので、会議終了後は全ての書類を机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

続いて、本日の案件につきまして、次第に従いご説明いたします。

報告 1 といたしまして、運営法人の応募状況について

案件 1 といたしまして、運営法人の選考方法について

案件 2 といたしまして、運営法人選考審査について

以上でございます。

【会長】

それでは、会議を進めてまいります。

報告（1）の運営法人の応募状況について事務局から説明をお願いします

【事務局】

資料 1、枚方市立中宮保育所民営化に係る運営法人応募状況についてをご覧ください。

1. 募集期間ですが、平成 25 年 9 月 13 日から 10 月 28 日まで、

2. 申込受付期間は平成 25 年 10 月 18 日から 10 月 28 日まででした。

3. 募集の主な周知方法は

・平成 25 年 9 月 13 日に市ホームページに枚方市立保育所（中宮保育所）民営化に係る運営法人募集要項を掲載しました。

・本市内の社会福祉法人 30 法人に園長会での案内や、FAX・メールによる募集要項等の送付を行いました。

・大阪府内各市に、所管する私立保育園への周知を依頼しました。

4. 法人への説明会及び現地説明会及び現地見学会を平成 25 年 9 月 29 日に行いました。

5. 応募法人数は 2 法人ありました。

6. 応募のあった法人は、申請順に法人 1 として日本コイノニア福祉会。運営保育所名は記載の通りです。

法人 2 として清松福祉会。運営保育所名は記載の通りです。

なお、現地説明会には 5 法人の参加があり、募集要項の中身について説明するとともに、現在の保育所の様子や仮設園舎予定地をご覧いただきました。

今回、現地説明会に参加されたのにもかかわらず、応募されなかった 3 法人には、事務局から何故応募されなかったのかを聞き取りしています。その結果は、各法人とも保育士の確保という理由が大きく、また、それに伴う引き継ぎの問題や他市の保育所民営化への取り組みへの対応、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度への対応などの関係で応募を見送られています。

資料 1 の説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について何かご質問はありませんか。

それでは、案件（1）運営法人の選考方法について、事務局の説明をお願いします。

【事務局】

資料 2 をご覧ください。

実際の選考審査の流れにつきましては、前回 9 月 3 日の会議でもご確認いただきましたが、約 2 か月が経っておりますので、再度ご確認という意味で大まかにご説明させていただきます。まず大きな四角囲みの 1 番、書類審査でございます。これは本日この後行っていただく手順で、まず、事務局から提出書類の説明をさせていただき、選考審査表に採点をしていただきます。不明な点などがありましたら適宜ご質問をいただき、専門分野の委員や事務局が、意見等を述べさせていただきます。その後、選考審査表（仮集計）となります。

皆様が採点いただきました選考審査表（仮審査用）を事務局のほうで仮集計させていただきます、仮集計表を配付いたします。それに基づき、皆さんで意見交換をしていただき、ご不明な項目や基準点を満たしていない項目等について意見交換をしていただければと考えております。また、ご不明な点等につきましては、11 月 29 日のプレゼンテーションの際に直接法人に聞いていただけたらと思っております。

なお、事前に聞きたいことが分かっている場合は、事務局のほうからプレゼンテーション

の前に質問を法人に伝えさせていただき、当日一括で質問いたしますので、11月27日（水）までに事務局へご連絡ください。

続きまして、大きな四角囲みの2番は、プレゼンテーションとなります。これにつきましては、あらためて資料3で簡単に説明させていただきます。

その次に、3の運営法人の選考となりますが、これは実際に運営法人を決定する最終段階になり、

- ① 合計点が315点以上となり、基準点合計を満たしている。
- ② 各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人
- ③ 委員ごとに総合計を比較し、最も多くの委員が高い点をつけている。

という条件を満たしている法人に決定することになります。

選考が終わりましたら、最後の4報告書のところになります。この選定審査会で報告書とかたちでまとめていただくことになります。

資料2の説明は以上となります。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、選考審査の手順はこのような方法になり、前回に確認している通りとなります。

それでは次に、資料3の今後の予定について（案）の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

資料3今後の予定について（案）をご覧ください。本日第2回会議の流れについて説明させていただきます。

この後19時20分より法人1の書類審査を行っていただきます。No1を事務局が説明させていただき、No3、4を今西委員より説明していただきます。この際、法人2もあわせて説明していただきます。それが終わりましたらそれぞれ採点を行っていただきます。

20時15分、残り15分の合図をさせていただきます。この間、疑問点等の確認をしていただきます。

20時30分より法人2の審査を行っていただきます。

21時15分、残り15分の合図をさせていただきます。この間、疑問点等の確認をしていただきます。

なお、21時30分の時点で全員の採点が終了していない場合、11月28日までのご都合の良い日時に、各委員に来ていただき、採点の続きを行っていただきます。21時30分の時点で全員の採点が終了している場合は、休憩をしていただき、この間、事務局で仮集計表の作成を行います。

21時45分、仮集計表を基に意見交換を行っていただき、22時00分終了を予定しております。

資料3の説明につきましては、一旦ここまでとさせていただきます。第3回の進行につきましては、後ほど説明させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、今後の予定については、このような方法でよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【会長】

それでは、選考方法、今後の予定とあわせて確認することができました。

次に、案件2の運営法人選考審査について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、運営法人の選考審査についてご説明いたします。本日は、応募がありました法人の書類審査を行っていただきます。

法人から提出のありました、お手元のファイルに綴られている書類内容を審査して、お手元のA3版の仮審査用の選考審査表に採点していただきます。

採点前に必ずA3版の仮審査用紙に委員名をご記入ください。裏面の右下にご記入する欄がありますのでお願いします。

さて、書類審査につきましては、仮審査表に基づき上から順に選考基準の番号の1番から順に確認事項や提案事項について、提出のありましたファイルの記載内容を確認してください。

確認書類等の欄にプレゼンテーションと書かれている項目27番、29番、39番を除いて、本日採点していただきます。

また、内容等で不明な点等がございましたら、適宜ご質問していただき、専門分野の委員からの見解を聞いていただいたり、事務局から説明をさせていただきます。

さらに、直接採点していて、文面だけでは判断がしづらいため、法人に確認しないとわからないような点につきましては、本日ご指摘いただければ、次回プレゼンテーションの際に事務局からまとめて質問させていただきます。

以上で、採点に際しての説明を終わらせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から書類審査の採点についての説明がありましたが、皆さん、何かご質問等がありますか。

【各委員】

ありません。

【会長】

それでは、これより採点を始めます。初めは、採点になれるという意味で、事務局のほうから進めてください。

【事務局】

それでは、社会福祉法人日本コイノニア福祉会の採点をお願いします。各法人ごとに行いますので、まずは法人1の開始時間が、ただいま19時15分ですので、終了は1時間15分後の20時30分を目途にお願いします。また、トイレ休憩等は適宜とっていただければと思います。

初めに、事務局で事前に提出書類を確認した内容を説明いたします。

様式3基本理念。ソーシャルインクルージョンとは障害者らを社会から隔離するのではなく社会の中で共に助け合って生きていこうという考えです。

様式4の1(8)その他提案事項。3項目目の「・地域の高齢者や小中高大学校等とも連携を取り、交流プログラム(世代間交流事業・次世代育成事業地域貢献事業等)に関する)を合同企画します。また、当法人が、高齢者施設を持っている関係で、過去に生活困難者の支援事業制度を利用し、失業のため家を変わらねばならなくなった保育園児の保護者に資金援助をしてもらうなどの援助を行います。」という内容を保育園事業として行うのか。事務局からお尋ねします。

様式4の4(1)引き継ぎについて。「その時点で、保護者会と園との関係についても一緒に話をさせていただきます」とありますが、法人の考えを事前に教えてください。

様式9の19.障害児保育について。「・落ち着ける居場所作りとしてウッドハウスや、相談室を設けています。」とありますが、ウッドハウスとは、どのようなものか。お尋ねします。

様式9の25.民営化後の第三者評価の項目。「・民営化後1年以内に、第三者評価を受審します。」とありますが、実際に受審されるのは、新園舎完成後1年以内ではないか。お尋ねします。

それでは、仮審査表に戻ります。左端の番号1の確認する内容の2つ目に書かれている「保育所の運営実績が10年以上あるか」という点については、様式1で確認したところ昭和49年に保育園の開設をされ、現在で39年となることから10年以上の実績がある事を確認をしています。

続きまして、仮審査表の8番の確認する内容に書かれている「0,1,2歳で定員の4割を超えているか」という点につきましては、平成28年4月の120人定員時では、4割になっている事をご報告します。

次に、番号3,4について、事前に会計部分についてご確認いただいている今西委員から法人1,2あわせてご説明をお願いします。

【委員】

それでは、先日、法人1の日本コイノニア福祉会と法人2の清松福祉会の会計関係の書類の確認をさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、日本コイノニア福祉会の提出資料をご確認ください。添付資料12から5枚遡ったところをあけてください。こちらは、貸借対照表になります。その中で一番上の流動資産の当年度末の金額が、約3億6千万円となっています。

続いて、次のページの当年度末の流動負債のところをご覧ください。こちらは、約5,300万円と記載されています。この比較で流動性の分析ができます。つまり、短期的な支払い能力が高いことを表しています。

前のページに戻っていただいて、流動資産のところから下がったところに固定資産という記述があります。ここは、約18億7,000万円との記述になっています。次のページをご覧ください。一番下のところに純資産の部合計という記述があり、そこには約19億7,000万円の記述があります。固定資産と純資産の部の比較で純資産の部が約1億円多くなっています。ここから、財務力が安定していることを読み取ることができます。社会福祉法人ということでもともと経営については安定する性格のものではあるのですが、とてもすばらしい経営状況といえます。

続きまして、清松福祉会の提出資料をご確認ください。添付12から4枚遡ってください。貸借対照表になります。左上の流動資産の当年度末の金額が、約8億3,000万円となっています。

続いて、同じ列の右側の流動負債のところをご覧ください。こちらは、約6,600万円と記載されています。ですので、同じく良好な比率を持っておられます。

右側の下から2つ目をご覧ください。純資産の部の合計が約26億円ございます。向かって左側の上から3分の1ぐらいのところにあります固定資産の部、こちらは約29億円となっております。純資産の部と固定資産の部の比較で、純資産の部が若干上回っております。こちらにも、財務力が良好であることを読み取ることができます。

この2法人の総評でございますが、ともに非常に安定した社会福祉法人であるということが読み取れます。

【事務局】

今西委員ありがとうございます。それでは、委員の皆さまにおかれましては、引き続き、採点を順番にお願いします。なお、ご質問等がありましたら、随時事務局までお願いします。

【委員】

ソーシャルインクルージョンというのは何ですか。

【事務局】

辞書によりますと、ソーシャルインクルージョンとは障害者らを社会から隔離するのではなく社会の中で共に助け合って生きていこうという考えです。

【委員】

考えですか。行動ではなく。「実行します」と書いてあるんですが。

【事務局】

ソーシャルインクルージョンの考えを持って行動するという解釈をしていただくことができると思います。こちらにつきましては、当日のプレゼンテーションで事務局が一括で質問する際に質問させていただくこともできますし、委員が直接聞いていただくこともできます。

【委員】

障害者と保育って関わりがあるのですか。

【事務局】

障害を抱えているお子さんをお預かりするという点で、関わりがあります。

【委員】

どのような障害の方ですか。

【事務局】

障害の程度に応じて様々なお子さんがおられます。

【委員】

中宮保育所では、避難訓練は行っていますか。後ろの非常口から出てるのか、表から出ているのかどちらですか。

【事務局】

表の門から出て行っています。裏の非常口は過去は開けて行ったということは聞いていません。

【委員】

児童数に対して先生が少なくはないですか。

【事務局】

国・府や市の基準に従っているので、少ないということはありません。

【委員】

保護者会から裏門の整備を何年も前からお願いしていますが、ずっと現状のままになっています。今保育所ができていないことを新たな法人に求めてもいいのでしょうか。

【事務局】

私有地のため難しいというのが現状ですが、いざという時は使わせてもらっています。

【委員】

現在の保育所でこのことについてマニュアルに載っていないのに、新たな法人にやってくださいと言ってもいいんですか。

【事務局】

現在、保育所のマニュアルには載ってませんが緊急の時は使わせてもらっていますので、現在、中宮保育所で行っていることを引き継いでいきます。

【委員】

法人の方針と比較をしたいんですが、市の民営化方針はどこに載っていますか。

【事務局】

1回目にお配りした資料6に載っておりますので、ご確認ください。

【事務局】

残り15分になりました。ご質問等がありましたらお知らせください。

【委員】

項目41の様式5の3保護者負担について、ここでは主食費は上がると言われているのでしょうか。

【事務局】

関連する箇所としまして、様式4の24その他提案のところ、公立では行っていない3歳児以上の完全給食を行えば、費用が発生すると記述があります。

【副会長】

3点質問させていただきます。

1点目は項目13の危機管理体制のところ、食品の備蓄倉庫について記述がありませんが、これはどうなるのか。

2点目は項目36の保育所名について、「中宮」の名前を引き継ぐことが求められていますが、「中宮まぶね」となっています。保育園名の自由度はどうか、協議になるのか。

3点目は施設計画のところ、屋上に芝生の園庭を希望されていますが、ここも協議になるのか。協議と自由度について知りたいと思います。

【事務局】

今現在、事務局のほうで回答できる部分につきまして、回答させていただきます。

1点目の備蓄倉庫につきましては、公立保育所にはございません。

2点目の「中宮」の名前を引き継ぐというところにつきまして、過去民営化した保育所で、

宇山保育所があります。この時も今と同条件で「宇山」の名前を引き継ぐこと、と要項に明記しておりました。この時の法人さんは現在「宇山光の子保育園」という名前で運営しております。「宇山」の名前は引き継がれており、その上で「光の子」をつけることは可能です。

3点目の園庭の芝生につきまして、施設整備につきましては、関係機関との協議が必要となってくるので、必ずしも実現するものではないということを理解いただければと思います。

【委員】

項目 29 の職員について、障害児のための保育士をつけますとの記述がありますが、これは障害児 1 人に対してつけるのか聞いてほしいと思います。

【事務局】

一括にお聞きする質問に加えさせていただきます。

【事務局】

そろそろ、終了の時間になろうとしています。皆さんいかがでしょうか。もし、まだと言う場合は、申し訳ございませんが、後ほど採点の続きをお願いします。

続きまして、法人 2 の清松福社会の採点に移ります。1 時間後の 21 時 30 分までをめぐりお願いします。また、トイレ休憩等は、適宜、とっていただければと思います。

初めに、事務局で事前に提出書類を確認した内容を説明いたします。

様式 4 の 5 (6) 安全対策。安全対策について、新園舎では「・必要に応じて、送迎時間帯は警備員を配置し誘導します」とありますが、必要に応じてとは、具体的にどのようにお考えなのか。また、仮設園舎の時の対応もあわせてお尋ねします。

様式 5 の施設整備について。取得予定の用地の活用について、主に駐車場や屋外遊戯場とされていますが、仮に取得できない場合の代替案はあるのか。お尋ねします。

それでは、仮審査表に戻ります。左端の番号 1 の確認する内容の 2 つ目に書かれている「保育所の運営実績が 10 年以上あるか」という点については、様式 1 で確認したところ昭和 60 年に保育園の開設をされ、現在で 28 年となることから 10 年以上の実績がある事を確認をしています。

続きまして、仮審査表の 8 番の確認する内容に書かれている「0, 1, 2 歳で定員の 4 割を超えているか」という点につきましては、平成 28 年 4 月の 120 人定員時では、4 割になっている事をご報告します。

それでは、皆様、採点を進めていただきますようお願いいたします。

【委員】

施設の計画にプールがないんですが、これは、常設のプールがないということですか。

【事務局】

あくまでも計画ですので、載せてない場合もあります。

【委員】

プールの件については、こちらから言及することができるんですか。

【事務局】

法人への移行が決まってからの話になりますが、言及していただくことはできます。

【委員】

リトミックとは何ですか。

【事務局】

音楽に合わせて歌ったり踊ったりするカリキュラムのことです。

【委員】

マツガ保育園ではスイミングや英語教室など、様々な教室を有料で行っていると書いてあります。保護者の負担が現状よりも増えることになりますが、これを中宮保育所でも実施するのか、実施するならどのようにするのか確認してください。また、有料にすることによって、教室に参加できる子どもとできない子どもが出てくると思うので、保護者としては、全員で実施できないものについてはやめてほしいと思います。

完全給食についても非常にお金がかさむので、こちらの意見としてはなしにしてもらいたいです。

【事務局】

わかりました。確認させていただきます。

【委員】

第三者評価というのは。

【事務局】

例えば社会福祉協議会等、社会福祉に精通した団体が、福祉サービスを行っている保育園等に、専門的な観点から、福祉サービスについて評価するものです。

【副会長】

整備について、清松福祉会さんではシックハウスについての記述がありますが、日本コイノニア福祉会さんでは記述がなかったように思います。おそらく実施されるとは思いますが、確認していただきたいと思います。

【事務局】

わかりました。

【委員】

項目 41 保護者負担について。2 法人を比較した場合、清松福祉会ではすでに入所しているお子さんの負担はないと書いており、日本コイノニア福祉会では 1,000 円と具体的に書かれてあります。これは、保護者負担が増えるということですか。

【事務局】

今は実施していないプラスのサービスをした場合に 1,000 円というのが日本コイノニア福祉会であると理解していただければと思います。

【副会長】

添付 19 の監査のところですが、清松福祉会には過去に食育での指導があります。そんなに大したことではないのかもしれませんが、少し気になったので確認していただきたいと思います。

【事務局】

わかりました。

【委員】

15 番の第三者委員会のところなんですけども、大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てられるというのは第三者委員会を設置しているということになるんですか。

【事務局】

保育所とは別の第三者が委員会として構成される組織であれば可能と考えています。

【委員】

読んででも第三者委員会をつくりますという言葉が出てこないですね。

【事務局】

こちらで確認させていただきます。

【委員】

設問 43、44 は計画書だけで判断するんですか。

【事務局】

今は計画書に書かれてある法人さんの考え方だけで判断していただければと思います。当日どのように考えているか説明してもらいますので、それと合わせてご質問いただければと思います。

【委員】

33番の要件なんですが、公正採用選考人権啓発推進委員の趣旨は何でしょうか。

【事務局】

雇用をする時に人権的な観点でできますかということ聞いています。必ず推進委員として任命してもらって、園で設置してくださいということを確認するという趣旨でございます。

【委員】

マツガ保育園の場合は園長がしますということになってるんですけども、園長がなる場合とその他の人がなる場合はどちらが効果的と考えますか。

【事務局】

雇用等は園の責任者である園長が行うことが多いので、園長がなる場合が多く、ふさわしいのではないかと考えます。

【委員】

日本コイノニア福祉会の保育所整備計画書にプールがないので、確認してもらえますか。

【事務局】

わかりました。

【委員】

プールを造らないというのは、プール教室がないんですか。

【事務局】

枚方市内の民間保育園は全てプールを実施されてます。それが公立みたいに備え付けのプールなのか、もしくは組み立てられる簡易のプールがあるので、それに対応されるのか。大抵は簡易と言いましても大きなプールで実施されています。

【委員】

全くやってないという所はないんですね。

【事務局】

はい。

【委員】

プール教育はしないといけないんですか。

【事務局】

子どものことを考えたら、水に慣れるというのは大切なことだと思います。

【事務局】

採点を進めていただいているんですが、ここまでどのような感じでしょうか。概ね皆様終わられていますでしょうか。まだという方はおられますでしょうか。

【事務局】

最後まで終わられているということでしたら、仮集計と意見交換をさせていただきたいと思います。

【会長】

それでは、皆様の仮審査表を一度、事務局にて回収させていただき、仮集計表を作成してもらいたいと思います。仮集計表ができるまでの間、先ほどの資料 3 の続きの説明を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

【事務局】

資料 3 今後の予定についてをご覧ください。2 の施設見学なんですけども、参加希望者のみということで、11月13日（水）に受付を締め切らせていただいております。希望者と各法人と調整した結果、11月22日（金）に施設見学をさせていただくことになりました。場所につきましては、日本コイノニア福祉会は久宝まぶね保育園に、清松福祉会はマツガ保育園に行くことになりました。

続きまして、3. 第3回の会議について、プレゼンテーションと選考をしていただきたいと思います。11月29日（金）9時に集合していただきたいと思います。

まずプレゼンテーションを15分、

- ①応募の動機・目的について
- ②代表者及び施設長の法人及び保育所運営に係る考え方について
- ③保育の質の向上や職員の育成について
- ④中宮保育所の引継ぎについて
- ⑤保育所整備について

以上の点について、行っていただきます。

続きまして法人への質疑・確認に30分。プレゼンテーションや書類審査での不明な点等について確認を行います。こちらは本日、皆様からいただきましたご質問を初めに事務局から確認させていただいて、その回答を踏まえた上で皆様から直接ご質問いただければと思います。

法人への質疑・確認が終わりましたら、仮審査を10分間していただきます。そのようなサイクルで法人1、法人2と進めて参ります。

こちらを時間割させていただいたものが、その下の当日の進行表になります。9時にこちら

の第3委員会室に集合いただいて、会議日程、審査手順について確認を行います。それから9時15分から法人1のプレゼンテーションを行っていただきます。10時には仮審査をしていただきまして、10時10分に一度休憩を入れさせていただきます。10時15分から法人2のプレゼンテーションを行っていただき、11時には仮審査をしていただきます。11時10分に一旦休憩をとっていただいて、事務局で仮集計表を作成させていただきます。11時25分、仮集計表を基に意見交換を行っていただきます。その意見交換が終わった後に、11時40分から本審査ということで最終的な審査に入っていただきます。本審査に入っていただきまして、その審査の採点を基に事務局で集計を行います。12時に本審査結果の確認をしていただきます。その後選考の条件を確認していただきます。条件を満たしていない場合は再度選考をしていただくことになります。意見のとりまとめや市長への答申の確認をしていただいて、確定すれば12時15分に散会ということになります。

【会長】

それでは、事務局の作業が終了するまで、一旦休憩を取りたいと思います。時間はどれくらいを事務局は考えていますか。

【事務局】

こちらの時計で30分まで休憩とさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

お待たせしました。それでは、集計が終わりましたので、仮集計表と仮審査表をお配りします。この後、委員の皆様には仮集計表に基づき意見交換を行っていただきますが、意見交換後、先ほど採点いただいた仮審査表をご変更していただくことは可能ですのでよろしくお願い致します。

【会長】

それでは、会議を再開します。

今回、法人の書類を審査されて、皆さん申請書類の採点に際してさぞかし悩まれたかと思えます。しかし、今後も、地域でこれまでと同様、中宮の保育を行ってもらうことが一番重要です。中宮の保育を引き継ぐのにふさわしい法人かどうかを、皆さんと考えていきたいと思えます。

集計結果を踏まえ、委員の皆様からのご意見をお聴きします。意見交換の中で、より理解を深めていただき、その結果、採点を変更される場合は、適宜、仮審査表を修正してください。さらに、先ほど事務局からも説明がありましたが、プレゼンテーション後、もう一度仮集計の結果を基に意見交換を行います。

また、採点に際して、まだ不確定な部分があり、直接法人に確認したい点等がありましたら、ご意見をお願いします。事務局で意見等を取りまとめて、プレゼンテーション時にまと

めて事務局から確認してもらいます。当然、委員の皆さんから直接お聞きいただくことも可能です。

【委員】

この仮集計表には委員名が伏せてありますが、他の委員に意見を聞きたい場合はどのように確認をしたらいいのでしょうか。

【事務局】

委員名が伏せてあるのは、意見交換をしやすくするためです。ですので、提案ですが、確認されたい場合は、「この項目のこの点についてはどのような意見を持たれましたか」というように各委員にお聞きしていただくのはどうでしょうか。

【会長】

他に何かございませんでしょうか。

それでは、本日は書類審査、お疲れさまでした。

次回は直接、プレゼンテーションを受けてさらに審査を深めていただきたいと思いますので、よろしく願います。これで、意見交換を終了します。

それでは、事務局から最後にお伝えすることはありますか。

【事務局】

委員の皆様の仮審査表、仮集計表につきましては、次回の選考会議まで事務局で保管させていただきますので、机の上に置いたままにしてください。

なお、仮集計表作成以後の採点の反映につきましては、次回プレゼンテーション後にあらためて仮集計を行いますので、その時にご確認をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の予定は終了しました。

次回の選定審査会は、11月29日（金）9時00分に、本日と同じこの第3委員会室にお越しいただきますようお願いいたします。